

平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省
令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項、第六条第三項及び第二項、第七条第一項及び第二項、第十一条第一項、第三項及び第四項並びに第十八条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三条第一号、第五条、第八条第一項、第十条第一号、第十一条第一項、第十二条第九号、第十三条第一項第四号及び第二項第二号、第十四条第一項並びに第十五条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を次のように定める。

規定する主務省令で定めるものは、賃貸に係る契約のうち解除することができない旨の定めがないものであつて、賃借人が、当該契約に基づく期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る賃貸料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

機械類その他の物品の賃貸につき、その賃貸の期間（当該物品の賃貸に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限られる。）において賃貸を受ける者から支払を受けたる賃貸料の額の合計額がその物品の取得のために通常要する価額のおおむね百分の九十に相当する額を超える場合には、当該物品の賃貸は、令第三条第二号の物品の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの

である」とに該当するものとする。
(信託の受益者から除かれる者に係る契約)
第三条 令第五条に規定する主務省令で定める契
約は、ストックモード、リバウンドモード、リバウンドモード、リバウンドモード、リバウンドモード。

約は、次の各号に掲げるものとする。

「退職年金契約」という。(昭和五
賃金の支払の確保等に関する法律
十一年法律第三十四号) 第三条又は第五条に

規定する措置として行われる信託契約
三 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第
三十一条第一項に規定する退職手当等の給付に充
てするため有価証券及び金銭の管理処分を行

うことを目的とする信託契約

する給与等をいう。以下同じ。）から控除される金銭を信託金とする信託契約

株券を取得する行為が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)。次号において「定義府令」という)。第十六条第一項第七号の二二

からへまでに掲げる全ての要件に該当する
もの
六 信託契約であつて、次に掲げる全ての要件

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律
施行令（以下「令」という。）第三条第一号に
(令第三条第一号に規定する主務省令で定める
もの等)

に該当するもの
イ 発行会社等（株券の発行会社又はその被支配会社等（定義府令第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。）若しくは関係

八 七 会社（定義府令第七条第二項に規定する関係会社をいう。）をいう。口及びハにおいて同じ。）を委託者とする金銭の信託契約であつて、当該信託契約に係る信託の受託者が当該発行会社の株券を取得し、又は買付けるものであること。

八 八 発行会社等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるものとの決議若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四条第三項の報酬委員会の決定又は対象従業員（定義府令第十六条第一項第七号の二イ（一）に規定する対象従業員をいう。以下口において同じ。）の勤続年数、業績、退職事由その他の事由を勘案して定められた一定の基準に応じて当該信託契約に係る信託の受託者が取得し、若しくは買い付けた当該発行会社の株券若しくは当該株券の売却代金の交付を行うことを定める規則（労働基準法（昭和十二年法律第四十九号）第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に基づき発行会社等の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下口において同じ。）若しくは役員であつた者若しくは対象従業員若しくは対象従業員であつた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に当該株券又は当該売却代金の交付を行ふものであること。

九 九 ハ 当該信託契約に基づく信託金の払込みに充てられる金額の全額を発行会社等が拠出するものであること。

一 一 当該信託契約に係る信託の受託者に新株予約権が付与される場合にあつては、当該新株予約権の全てが発行会社により付与されるものであること。

一 二 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約の健全性及び信頼性の確保の

ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。以下この法律において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。（附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第十八条第二号における「存続厚生年金基金」という。）が縮結す

る平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条
第一項の規定によりなおその効力を有するも

法人が締結する年金積立金管理運用独立行政
法人法（平成十六年法律第二百五号）第二十一
条第一項第三号に規定する信託の契約
(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)
第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管
理を行うことが許容される取引として主務省令
で定めるものは、次の各号に掲げる取引とす
る。

一 令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取
引のうち、その顧客である事業者が法令の規
定により次に掲げる事項のいずれかを目的と
して行うもの（ロに掲げる事項を目的として
行うものにあつては、受益権（信託財産の交
付を受ける権利に係るものに限る。）が受益
者代理人が必要と判断した場合にのみ行使さ
れるものに限る。）

イ 当該法令の規定に基づく行政府の命令に
応じて信託財産を保証金その他これに類す
るものとの供託に充てること。

ロ イに掲げるもののほか、当該顧客がその
行う事業を廃止した場合その他の当該事業
に係る取引の相手方の保護に欠けるおそれ
があることとなつた場合に当該相手方に返
還すべき金銭その他の財産を管理するこ
と。

二 令第七条第一項第一号ホ、ヘ又はチに掲げ
る取引のうち、保険契約（同号トに規定する
保険契約をいう。以下同じ。）又は共済に係
る契約（同号ヘに規定する共済に係る契約を
いう。以下同じ。）であつて次に掲げるもの
に係るもの
イ 年金（人の生存を事由として支払が行わ
れるものに限る。ロにおいて同じ。）、満期
保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払
う旨の定め（ロにおいて「満期保険金等の
定め」という。）がないもの（期間の限定
がなく、人の死亡を事由として支払が行わ
れるものであつて、かつ、保険料又は共済
掛金を一時に払い込むことを内容とするも
のを除く。）
ロ 満期保険金等の定めがあるもののうち、
当該保険契約又は共済に係る契約に基づき
払い込まれる保険料（保険業法施行規則
（平成八年大蔵省令第五号）第二百二十七
条の二第三項第九号又は第二百三十四条の
二十一の二第一項第七号に規定する既契約
の責任準備金、返戻金の額その他の被保険
のため積み立てられている額を含む。）

口 第二号イ若しくはロ又は第三号ロに掲げ
るものに基づくもの

者のために積み立てられている額を含む。）
又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻
金の額その他の被共済者のために積み立て
られている額を含む。）の総額の百分の八
十に相当する金額が年金、満期保険金、満
期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超
えるもの（同令第七十四条第一号イ及び第
三号に掲げる保険契約（同令第八十三条第
一号ロ及びニに掲げるものを除く。）、同令
第一百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる
保険契約並びに特別の勘定に属するものと
して経理される財産の価額により共済金そ
の他の給付金の金額が変動する共済に係る
契約その他これに準する共済に係る契約を
除く。）

三 令第七条第一項第一号トに掲げる取引のう
ち、次に掲げるものに係るもの

イ 前号イ又はロに掲げるもの

ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険（保険
契約のうち、被用者の給与等から控除され
る金額を保険料とするものをいう。第十八
条第八号において同じ。）若しくは保険業
法施行規則第八十三条第一号イからホまで
若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契
約又はこれらに相当する共済に係る契約

ハ 電気、ガス又は水道水の料金（電気事業
法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条
十五号）第二条第十七項に規定する取引所金
融商品市場若しくは同法第六十七条第二項に
規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに
おける取引に参加できる資格に基づき、当該
二十三項に規定する外国市場デリバティブ取
引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は
地域に限る。）の市場において、当該市場に
おける取引に参加できる資格に基づき、当該
市場の取引に参加して行うもの

五 令第七条第一項第一号リ又はルに掲げる取
引のうち、特定事業者及び日本銀行の間で行わ
れるもので、日本銀行において振替決済が
されるもの

六 令第七条第一項第一号カに掲げる取引のう
ち、次に掲げるもの

イ 特定事業者及び日本銀行の間で行わ
れるもので、日本銀行において振替決済がされ
るもの

六 法第二条第二項第四十号に規定する利用
者のために積み立てられている額を含む。
者たる顧客が同号に規定するクレジットカ
ード等を利用することなく特定の販売業者
又は役務の提供の事業を営む者からの商品
若しくは権利の購入又は役務の提供を条件
として、当該販売業者又は当該役務の提供
の事業を営む者に当該商品若しくは当該權
利の代金又は当該役務の対価に相当する額
を交付し、当該利用者から当該金額を受領
する取引に係るもの

七 令第七条第一項第一号ケに掲げる取引のう
ち、次に掲げるもの

イ 令第七条第一項第一号ケに規定する無記
名の公社債の本券又は利札を担保に提供す
るもの

ロ 国又は地方公共団体に対する金品の納付
又は納入に係るもの

ハ 法第二条第二項第四十号に規定する利用
者のために積み立てられている額を含む。
者たる顧客が同号に規定するクレジットカ
ード等を利用することなく特定の販売業者
又は役務の提供の事業を営む者からの商品
若しくは権利の購入又は役務の提供を条件
として、当該販売業者又は当該役務の提供
の事業を営む者に当該商品若しくは当該權
利の代金又は当該役務の対価に相当する額
を交付し、当該利用者から当該金額を受領
する取引に係るもの

八 令第七条第一項第一号テに掲げる取引のう
ち、社債、株式等の振替に関する法律（平成
十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三
項本文（同法第二百二十二条及び第二百七十六
条（第一号に係る部分に限る。）において準
用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三
項本文（同法第二百二十二条及び第二百七
十六条（第一号に係る部分に限る。）において準
用する場合を含む。）、第二百六十七条第三項本文
（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百
七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準
用する場合を含む。）、第二百六十七条第三項本文
（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百
七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準
用する場合を含む。）及び第二百九十六
条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号
に係る部分に限る。）において準用する場合
を含む。）に規定する申出による口座の開設
に係るもの

九 令第七条第一項第一号イ、リ、ル、カ、
マ、テ又はサに掲げる取引のうち、特定通信
手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれら
に相当する者で外国に本店又は主たる事務所
を有するもの（以下この号において「外国特
定事業者」という。）の間で利用される国際
的な通信手段であつて、当該通信手段によつ
て送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに
外國特定事業者を特定するために必要な措置
が講じられているものとして金融庁長官が指
定するものをいう。）を利用する特定事業者
及び日本銀行並びに外國特定事業者を顧客等
とするものであつて、当該特定通信手段を介
して確認又は決済の指示が行われるもの（外
国特定事業者との取引については、金融庁長
官が指定する国又は地域に本店又は主たる事
務所を有するものとの取引を除く。）

十 令第七条第一項第一号に定める取引のう
ち、賃貸人が賃貸を受ける者から一回に受け
取る賃料の額が十万円以下のもの

十一 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの十二 令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二

条第二項第四十号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当

該顧客に連絡する役務を提供する業務を行

う者であることが容易に判別できる商号そ

の他の文言を明示する旨をその内容に含む

契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であつて、商品・権利若しくは役務に関する説明若しくは相

談又は商品・権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務に係る契約の締結

十三 令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公

共団体の職員が法令上の権限に基づき、か

つ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを當

該國若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ハ 特定事業者がその子会社等（会社法第二

条第三号の二に規定する子会社等をいう。）を顧客等として行う取引であつて、当該顧

客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該取引の任に当たつていると認められるもの

(1) 当該代表者等が、当該顧客等が作成し

た委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たつていることを証する書面を有していること。

(2) 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

(3) 当該顧客等の本店等（本店、主たる事

務所、支店（会社法第九百三十三条第三

項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない

い外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために連絡する役務を提供する業務を行

う者であることが容易に判別できる商号そ

の他の文言を明示する旨をその内容に含む

契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であつて、商品・権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務に係る契約の締結

十三 令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公

共団体の職員が法令上の権限に基づき、か

つ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを當

該國若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ハ 特定事業者がその子会社等（会社法第二

条第三号の二に規定する子会社等をいう。）を顧客等として行う取引であつて、当該顧

客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該取引の任に当たつていると認められるもの

(1) 当該代表者等が、当該顧客等が作成し

た委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たつていることを証する書面を有していること。

(2) 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

3 三 令第七条第一項第二号に定める取引

一 令第九条第一項に規定する簡素な顧客管理を行なうことが許容される取引として、特定金融機関の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われている

年法律第百五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結

二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行なうことを内容とする契約の締結のうち、第一項第十三号イからハまでに掲げる取引

（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引をいう。以下同じ。）又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために連絡する役務を提供する業務を行

う者であることが容易に判別できる商号そ

の他の文言を明示する旨をその内容に含む

契約の締結（当該内容が当該契約に係る契

約書に記載されている場合に限る。）

ロ 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であつて、商品・権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結

十三 令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公

共団体の職員が法令上の権限に基づき、か

つ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを當

該國若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ハ 特定事業者がその子会社等（会社法第二

条第三号の二に規定する子会社等をいう。）を顧客等として行う取引であつて、当該顧

客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該取引の任に当たつていると認められるもの

(1) 当該代表者等が、当該顧客等が作成し

た委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たつていることを証する書面を有していること。

(2) 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

3 三 令第七条第一項第二号に定める取引

一 令第九条第一項に規定する簡素な顧客管理を行なうことが許容される取引として、特定金融機関の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われている

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。）又は日本に営業所を設けていない同号ロ、ニ及びリにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類に掲げる書類の提示に限る。）を受ける方法の代表者等からの提示に限る。）を受ける

二 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

三 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

四 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

五 第五条 令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するもとのとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする

一 令第七条第一項に規定する疑わしい取引（第十二条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

二 同種の取引の様様と著しく異なる様様で行われる取引

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。）の提示（同号ハに掲げる書類（一）を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ハに掲げる書類（一）を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類（一）を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ハ その他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

二 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の画像情報をあつて、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

三 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

四 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

五 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

六 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

七 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

八 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

九 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

十 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

十一 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

十二 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

十三 その代表者等が当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類（氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものを除く。）の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等が提供するソフトウェアを使用し

(同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、
その代表者等に当該ソフトウエアを使用し
て撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類
のうち次条第一号又は第四号に定めるもの
の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその
代表者等に当該ソフトウエアを使用して
読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類
の特徴を確認することができるものをい
う。)の画像情報であつて、当該本人確認
書類に記載されている氏名、住居及び生年
月日並びに当該本人確認書類の厚みその他
の特徴を確認することができるものをい
う。)の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその
代表者等に当該ソフトウエアを使
用して読み取りをさせた当該顧客等の本人
確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報
が記録されている半導体集積回路が組み込
まれたものに限る。)に組み込まれた半導
体集積回路に記録された当該情報の送信を
受けるとともに、次に掲げる行為のいずれ
かを行ふ方法(取引の相手方が次の(1)
又は(2)に規定する氏名、住居及び生年
月日の確認に係る顧客等になりすましてい
る疑いがある取引又は当該確認が行われた
際に氏名、住居及び生年月日を偽つていた
疑いがある顧客等(その代表者等が氏名
住居及び生年月日を偽つていた疑いがある
顧客等を含む。)との間における取引を行
う場合を除く。)
(1) 他の特定事業者が令第七条第一項第一
号イに掲げる取引又は同項第三号に定め
る取引を行う際に当該顧客等について氏
名、住居及び生年月日の確認を行い、當
該確認に係る確認記録を保存しかつ
当該顧客等又はその代表者等から当該顧
客等しか知り得ない事項その他の当該顧
客等が当該確認記録に記録されている顧
客等と同一であることを示す事項の申告
を受けることにより当該顧客等が当該確
認記録に記録されている顧客等と同一で
あることを確認していることを確認する
こと。
(2) 当該顧客等の預金又は貯金口座(当該
預金又は貯金口座に係る令第七条第一項
第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧
客等について氏名、住居及び生年月日の
確認を行い、かつ、当該確認に係る確認

記録を保存しているものに限る。) に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものを受け付けること。

当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの(以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。)の送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報(当該顧客等又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類(次条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。)の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信(当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法。

当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類(次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類(当該顧客等のものに限る。)とする。)若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居(当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合には、当該補完書類

又はその写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

又は当該顧客等との間で（2）に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（1）令第七条第一項第一号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限りる。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

（2）令第七条第一項第一号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客等から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十七号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対しても、取引関係文書を送付する方法

当該顧客等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百一号）

以下この項において「電子署名法」といいう。(第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第一条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

ワ 当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法(特定事業者が公的個人認証法第七条第四項に規定する署名検査者である場合に限る。)

力 当該顧客等から、公的個人認証法第七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検査者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客等に係る利用者(電子署名法第二条第一項各号に二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第五条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

法 第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等(第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。)当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳を

いい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。」であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）の提示を受ける方法

2

本
便物等として送付する方法
当該法人の代表者等から、商業登記法
(昭和三十八年法律第二百二十五号) 第十二
条の二第一項及び第三項の規定に基づき登
記官が作成した電子証明書並びに当該電子
証明書により確認される電子署名法第二条
第一項に規定する電子署名が行われた特定
取引等に関する情報の送信を受ける方法
特定事業者は、前項第一号イからチまで若し
くは又は第三号イ若しくはニに掲げる方法

四
五　当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（國家公安委員会、カジノ管理局委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）
六　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類する

二、当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されてゐる当該顧客等の當業所である。(略)

□ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるものとの提示を受ける方法

□ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名前及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三条第二項に規定する指定法人から登記情報(同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限り。)と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便物等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

Digitized by srujanika@gmail.com

4

客等が自然人の場合にあつてはその氏名及び住居、法人の場合にあつてはその名称及び店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法(ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

1

と認められる場所に走りて当該顧客等の代表者等に取引関係文書を交付する方法(当該顧客等の代表者等から当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限り)。

(本人確認書類)

七条 前条第一項(第十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する方法において、次特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号及び二号に掲げる本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号口及び本

ハ
二 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けたときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）
三 当該法人の代表者等から本人確認書類の

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or email jsmith@researchinstitute.org.

等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

一 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二 所得税法第七十四条第二項に規定する社会

ら又まで又は第三号口から二までに掲げる方法
（口及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に
規定する方法に限る。）により本人特定事項の
確認を行う場合においては、取引関係文書を書
留郵便等により転送不要郵便物等として送付す
ることに代えて、次の各号に掲げる方法のいず
れかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認
書類若しくはその写しに記載され、当該登記
情報に記録され、又は行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律第三十九条第四項の規定により公表表さ
れている当該顧客等の住居又は本店等に赴い
て当該顧客等（法人である場合にあつては、

求学の著思前

イ
一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか
イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第二百四条の四第五項（同法第二百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十

うち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、
右表に記載する事項を記入して、

1

三 保険料の領収証書

その代表者等)に取引関係文書を交付する方法(次号に規定する場合を除く。)

九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した

る特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（國家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務の書類のいずれか

一 法人（第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか

所の所在地を証する書類) 又は印鑑登録証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)
ロイに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものとする旅券等又は船舶觀光上陸許可書

四 外国人(日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。)を除く。)及び外国に本店又は主たる事務所有する法人(第一号又は第一号に定めるもの(この場合において、第一号中「当該外国人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中「当該法人」とあるのは「当該外国人に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。)ほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他のこれに類するもので、第一号又は第一号に定めるものに準ずるもの(自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。))

(本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等)

第八条 法第四条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 令第七条第一項第一号ケ若しくはキ若しくは同項第四号ハからヘまでに掲げる取引又は同項第六号に定める取引(当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。)国籍及び第六条第一項第二号に規定する旅券等の番号

二 前号に掲げる取引以外の取引 住居前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に

(取引を行う目的の確認方法)
第九条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第二号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とする。
(職業及び事業の内容の確認方法)
第十条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
一 自然人又は人格のない社団若しくは財團である顧客等 当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法
二 法人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）当該法人の次に掲げる書類（ハに掲げる書類及び有効期間又は有効期限のないニに掲げる書類にあっては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに、有効期間又は有効期限のあるニに掲げる書類にあっては特定事業者が確認する日において有効なものに限る。）のいずれか又はその写しを確認する方法
イ 定款（これに相当するものを含む。次条第二項第一号において同じ。）
ロ イに掲げるもののほか、法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
ハ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類）
二 ハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの
三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等（前号に定めるもの（この場合において、前号中「当該法人」とあるのは、

「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。)のほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法イ 外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるものロ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの(有効期間又は有効期限のあるものにあっては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものについては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。)

(実質的支配者の確認方法等)

第十一条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第四号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

法第四条第一項第四号及び令第十二条第三項第三号に規定する主務省令で定める者(以下「実質的支配者」という。)は、次の各号に掲げる法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第三項に規定する特定目的の会社その他のその法人の議決権(会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令(外国の法令を含む。)の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等(会計監査人を除く。)の選任及び定款の変更に関する議案(これらの議案に相当するものを含む。)の全部につき株主総会(これに相当するものを含む。)において議決権を行使することができない株式(これに相当するものを含む。以下この号において同じ。)に係る議決権を除く。以下この条において同じ。)が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人(定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。以下この条及び第十四条第三項において「資本多数決法人」という。)のうち、その議決権の総数の

四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人（当該資本多数決法人の事業經營を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。）があるもの 当該自然人

二 資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの 当該自然人

三 資本多数決法人以外の法人のうち、次の又は口に該当する自然人があるもの 当該自然人

イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該法人の事業經營を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。）

ロ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

四 前項第三号に定める者がない法人 代表し、その業務を執行する自然人

一 前項第一号の場合において、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の四分の一又は二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

二 当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人と

第六条 第一項 第一号 ルから カまで	第六条 第二項 各号列 の部分 記以外	第六条 第三項 当該顧客等の 表者等	第六条 第四号 前各号	第六条 第五号 前各号	第六条 第六项 当該顧客等又はその代 表者等	第六条 第七项 当該顧客等の 表者等	第六条 第八项 当該代表 者等	第六条 第九项 当該代表 者等	第六条 第十项 当該代表 者等
3 前項の規定にかかるらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。	2 前各号	當該顧客等の 居名及び住居	當該代表 者等の氏 名及び住 居	當該代表 者等の氏 名及び住 居	當該顧客等が自然人で ある場合にあっては、 前各号	當該顧客等又はその代 表者等	當該代表 者等の 表者等	當該代表 者等の 表者等	當該顧客等の 表者等

等の本人確認書類の提示を受け、又は当該居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地に当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地にある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに該顧客等又は当該代表者等から、当該記載ある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法）

法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による同条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の確認の方法は、第九条及び第十条に規定する方法とする。

3

法第四条第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事項の確認の方法は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しを確認し、かつ、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

一 資本多数決法人、株主名簿、金融商品取引書その他の代表権の保有状況を示す書類

二 資本多数決法人以外の法人 次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものについては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）

ロ 外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これを証するもので、当該法人を代表する権限を有するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

法第四条第二項の規定による資産及び収入の状況の確認の方法は、次の各号に掲げるものである。

一 法第十三条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものである。

二 法第十四条第一項に規定する有価証券報告書その他の物の提示又は送付を受けることによるもの

三 法第十五条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものである。

一 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職

二 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職

三 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職

四 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

五 我が国における統合幕僚長、統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長に相当する職

六 中央銀行の役員

七 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならぬ法人の役員（顧客等について既に取引時確認を行っていることを確認する方法）

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しの一又は二以上を確認する方法とする。

イ 源泉徴収票（所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。）

ロ 確定申告書

ハ 預貯金通帳

二 イから今までに掲げるもののほか、これらに類する当該顧客等の資産及び収入の状況を示す書類

木 当該顧客等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に係るイからニまでに掲げるもの

ハ 二 法人である顧客等 次に掲げる書類

イ 貸借対照表

ロ 損益計算書

ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらに類する当該法人の資産及び収入の状況を示す書類

（外國政府等において重要な地位を占める者）

第十五条 令第十二条第三項第一号に規定する主務省令で定める者は、外国において次の各号に掲げる職にある者とする。

一 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職

二 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職

三 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職

四 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

五 我が国における統合幕僚長、統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長に相当する職

六 中央銀行の役員

七 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならぬ法人の役員（顧客等について既に取引時確認を行っていることを確認する方法）

八 团体扱い保険又はこれに相当する共済に係る定期積金等とするものを締結する被用者

九 令第七条第一項第一号リに規定する契約の行つた取引に係る第二十四条第一号から第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から七年間保存する方法とする。

一 預貯金通帳その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二 顧客等しかり得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。

三 前項の規定にかかるわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

（令第十三条第二項に規定する主務省令で定めあることが明らかな場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

（令第十三条第二項に規定する主務省令で定めある取引は、当該特定事業者（同条第一項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が前条に規定する方法によりその顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

十 令第七条第一項第一号カに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭をより返済がされるものを締結する被用者

十一 有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社（確認記録の作成方法）

十二 確認記録を文書、電磁的記録（電子的形式、磁気的形式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

十三 確認記録を文書、電磁的記録（電子的形式、磁気的形式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルム（チに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

十四 第十九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 確認記録を文書、電磁的記録（電子的形式、磁気的形式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロ

十五 令第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

十六 令第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報又はその写し

十七 令第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

十八 令第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報又はその写し

十九 令第七条第一項第一号イ又はロに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される

ホ 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき
当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し
居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し
当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し
当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し
ト 第六条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し
チ 第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったと証するに足りる電磁的記録
リ 第六条第一項第三号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し
ル 第六条第一項第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該公表事項又はその写し
ヲ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第六条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等若しくは代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたときは、当該本人確認書類若しくは補付したとき、当該本人確認書類若しくは補付したとき又はその写し

力 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第十四条第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたときは、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

2 前項第一号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。

(確認記録の記録事項)

第三十一条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 取引時確認を行つた者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき(第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときを除く。)は、当該提示を受けた日付及び時刻(当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限りる。)

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき(第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。)は、当該送付を受けた日付及びハに掲げる場合には、括弧書に規定する方法に限る。)又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

六 第六条第一項第一号ホ(第十二条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法

七 確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

八 第六条第一項第一号へ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

九 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト付

（1）又は（2）に掲げる行為を行つた日付

十 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付

十一 第六条第一項第三号ハに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が公表事項を確認した日付

十二 第六条第四項又は第十二条第四項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、当該各項に規定する交付を行つた日付

十三 第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けたときは、当該提示又は当該送付を受けた日付

十四 法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項又は資産及び収入の状況の確認を行つたときは、確認を行つた事項に応じ、確認を行つた日付

十五 取引時確認を行つた取引の種類

十六 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つた方法

十七 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十八 本人確認書類又は補完書類の提示を受けたことにより第六条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行つたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十九 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、當業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

二十 顧客等の本人特定事項（顧客等が国等である場合にあつては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）

二十一 代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たつていると認められた理由

二十二 顧客等（国等（人格のない社団又は財團を除く。）を除く。次号において同じ。）が取引を行う目的

二十三 顧客等の職業又は事業の内容並びに顧客等が法人である場合にあつては、事業の内容の確認を行つた方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

二十四 顧客等（国等を除く。）が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行つた方法（当該確認に書類を用

いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。)

二十五 資産及び収入の状況の確認を行つたときは、当該確認を行つた方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

二十六 顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに顧客等が自己的氏名及び名称と異なる名義を用いる理由

二十七 取引記録等を検索するための口座番号その他の事項

二十八 顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由

二十九 法第四条第二項第一号に掲げる取引に際して確認を行つたときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行つた日付その他の事項

三十 第八条第二項の規定により在留期間等の確認を行つたときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

特定事業者は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げるもののうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、確認記録に記録しないことができる。

3 特定事業者は、第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十六号から第二十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。（確認記録の保存期間の起算日）

第二十一条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び取引時確認済み

の取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

2 前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第七条第一項第一号イからヘまで、チカラヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ、タ、ツ、ナ、ム、ヰ、オ若しくはコからサまでに掲げば口、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引当該取引に係る契約が終了した日

二 前号に掲げる取引以外の取引 当該取引が行われた日

三 第一項に規定する「取引時確認済みの取引係る取引終了日」とは、法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととする取引があつた場合において、前項の規定中確認記録を作成した特定取引等とあるのを「取引時確認済みの顧客等との特定取引等」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

法第二条第二項第四十四号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

令第十五条第二項第二号に規定する主務省令で定める特定受任行為の代理等は、任意後見契約に関する法律第二条第四号に規定する任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等とする。

2 令第七条第一項第一号イからヘまで、チカラヌまで、ル（媒介を除く。）、ヨ、タ、ツ、ナ、ム、ヰ、オ若しくはコからサまでに掲げば口、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引当該取引に係る契約が終了した日

二 前号に掲げる取引以外の取引 当該取引が行われた日

三 第一項に規定する「取引時確認済みの取引係る取引終了日」とは、法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととする取引があつた場合において、前項の規定中確認記録を作成した特定取引等とあるのを「取引時確認済みの顧客等との特定取引等」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

当該取引に係る情報の授受が当該取引を行う顧客に係る特定金融機関と当該他の特定金融機関との間において電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）その他の情報通信の技術を利用して行う特定受任行為の代理等とされる方法をいう。）により行われる

場合には、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めることを行つて足りる事項

イ 他の特定金融機関への支払を伴う取引である場合 他の特定金融機関から当該他の特定金融機関に保存されている取引記録等に基づき当該取引について次の（1）又は（2）に掲げる確認を求められたときに、それぞれ当該（1）又は（2）に定めること。

（取引記録等の作成方法）

第二十四条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための各号に掲げる事項（確認記録がない場合は、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項）

二 取引又は特定受任行為の代理等の日付（確認記録がない場合は、求められた日から三営業日以内に当該取引及び氏名又は名称その他の当該顧客に関する事項を特定するための事項（確認記録がない場合は、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項））

三 取引又は特定受任行為の代理等の種類（確認記録がない場合は、求められた日から三営業日以内に当該取引及び氏名又は名称その他の当該顧客に関する事項を特定するための事項（確認記録がない場合は、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項））

四 取引又は特定受任行為の代理等に係る財産額（確認記録がない場合は、求められた日から三営業日以内に当該取引及び氏名又は名称その他の当該顧客に関する事項を特定するための事項（確認記録がない場合は、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項））

五 財産移転（令第十五条第一項第一号に規定する財産移転をいう。）を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあつては、当該取引又は特定受任行為の代理等の代行等に係る移転元又は移転先（当該特定事業者が行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しを除く。）

六 保険契約又は共済に係る契約に基づき一定額の保険料又は共済掛金を定期的に收受する取引

七 第一号から第五号までに掲げるもののほか、次のイからハまでに定める事項

八 特定金融機関が法第十条第一項の規定による通知をした事項（（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（9）（10）（11）（12）（13）（14）（15）（16）（17）（18）（19）（20）（21）（22）（23）（24）（25）（26）（27）（28）（29）（30）（31）（32）（33）（34）（35）（36）（37）（38）（39）（40）（41）（42）（43）（44）（45）（46）（47）（48）（49）（50）（51）（52）（53）（54）（55）（56）（57）（58）（59）（60）（61）（62）（63）（64）（65）（66）（67）（68）（69）（70）（71）（72）（73）（74）（75）（76）（77）（78）（79）（80）（81）（82）（83）（84）（85）（86）（87）（88）（89）（90）（91）（92）（93）（94）（95）（96）（97）（98）（99）（100）（101）（102）（103）（104）（105）（106）（107）（108）（109）（110）（111）（112）（113）（114）（115）（116）（117）（118）（119）（120）（121）（122）（123）（124）（125）（126）（127）（128）（129）（130）（131）（132）（133）（134）（135）（136）（137）（138）（139）（140）（141）（142）（143）（144）（145）（146）（147）（148）（149）（150）（151）（152）（153）（154）（155）（156）（157）（158）（159）（160）（161）（162）（163）（164）（165）（166）（167）（168）（169）（170）（171）（172）（173）（174）（175）（176）（177）（178）（179）（180）（181）（182）（183）（184）（185）（186）（187）（188）（189）（190）（191）（192）（193）（194）（195）（196）（197）（198）（199）（200）（201）（202）（203）（204）（205）（206）（207）（208）（209）（210）（211）（212）（213）（214）（215）（216）（217）（218）（219）（220）（221）（222）（223）（224）（225）（226）（227）（228）（229）（230）（231）（232）（233）（234）（235）（236）（237）（238）（239）（240）（241）（242）（243）（244）（245）（246）（247）（248）（249）（250）（251）（252）（253）（254）（255）（256）（257）（258）（259）（260）（261）（262）（263）（264）（265）（266）（267）（268）（269）（270）（271）（272）（273）（274）（275）（276）（277）（278）（279）（280）（281）（282）（283）（284）（285）（286）（287）（288）（289）（290）（291）（292）（293）（294）（295）（296）（297）（298）（299）（300）（301）（302）（303）（304）（305）（306）（307）（308）（309）（310）（311）（312）（313）（314）（315）（316）（317）（318）（319）（320）（321）（322）（323）（324）（325）（326）（327）（328）（329）（330）（331）（332）（333）（334）（335）（336）（337）（338）（339）（340）（341）（342）（343）（344）（345）（346）（347）（348）（349）（350）（351）（352）（353）（354）（355）（356）（357）（358）（359）（360）（361）（362）（363）（364）（365）（366）（367）（368）（369）（370）（371）（372）（373）（374）（375）（376）（377）（378）（379）（380）（381）（382）（383）（384）（385）（386）（387）（388）（389）（390）（391）（392）（393）（394）（395）（396）（397）（398）（399）（400）（401）（402）（403）（404）（405）（406）（407）（408）（409）（410）（411）（412）（413）（414）（415）（416）（417）（418）（419）（420）（421）（422）（423）（424）（425）（426）（427）（428）（429）（430）（431）（432）（433）（434）（435）（436）（437）（438）（439）（440）（441）（442）（443）（444）（445）（446）（447）（448）（449）（450）（451）（452）（453）（454）（455）（456）（457）（458）（459）（460）（461）（462）（463）（464）（465）（466）（467）（468）（469）（470）（471）（472）（473）（474）（475）（476）（477）（478）（479）（480）（481）（482）（483）（484）（485）（486）（487）（488）（489）（490）（491）（492）（493）（494）（495）（496）（497）（498）（499）（500）（501）（502）（503）（504）（505）（506）（507）（508）（509）（510）（511）（512）（513）（514）（515）（516）（517）（518）（519）（520）（521）（522）（523）（524）（525）（526）（527）（528）（529）（530）（531）（532）（533）（534）（535）（536）（537）（538）（539）（540）（541）（542）（543）（544）（545）（546）（547）（548）（549）（550）（551）（552）（553）（554）（555）（556）（557）（558）（559）（5510）（5511）（5512）（5513）（5514）（5515）（5516）（5517）（5518）（5519）（5520）（5521）（5522）（5523）（5524）（5525）（5526）（5527）（5528）（5529）（5530）（5531）（5532）（5533）（5534）（5535）（5536）（5537）（5538）（5539）（55310）（55311）（55312）（55313）（55314）（55315）（55316）（55317）（55318）（55319）（55320）（55321）（55322）（55323）（55324）（55325）（55326）（55327）（55328）（55329）（55330）（55331）（55332）（55333）（55334）（55335）（55336）（55337）（55338）（55339）（55340）（55341）（55342）（55343）（55344）（55345）（55346）（55347）（55348）（55349）（55350）（55351）（55352）（55353）（55354）（55355）（55356）（55357）（55358）（55359）（55360）（55361）（55362）（55363）（55364）（55365）（55366）（55367）（55368）（55369）（55370）（55371）（55372）（55373）（55374）（55375）（55376）（55377）（55378）（55379）（55380）（55381）（55382）（55383）（55384）（55385）（55386）（55387）（55388）（55389）（55390）（55391）（55392）（55393）（55394）（55395）（55396）（55397）（55398）（55399）（553100）（553101）（553102）（553103）（553104）（553105）（553106）（553107）（553108）（553109）（553110）（553111）（553112）（553113）（553114）（553115）（553116）（553117）（553118）（553119）（553120）（553121）（553122）（553123）（553124）（553125）（553126）（553127）（553128）（553129）（553130）（553131）（553132）（553133）（553134）（553135）（553136）（553137）（553138）（553139）（553140）（553141）（553142）（553143）（553144）（553145）（553146）（553147）（553148）（553149）（553150）（553151）（553152）（553153）（553154）（553155）（553156）（553157）（553158）（553159）（553160）（553161）（553162）（553163）（553164）（553165）（553166）（553167）（553168）（553169）（553170）（553171）（553172）（553173）（553174）（553175）（553176）（553177）（553178）（553179）（553180）（553181）（553182）（553183）（553184）（553185）（553186）（553187）（553188）（553189）（553190）（553191）（553192）（553193）（553194）（553195）（553196）（553197）（553198）（553199）（553200）（553201）（553202）（553203）（553204）（553205）（553206）（553207）（553208）（553209）（553210）（553211）（553212）（553213）（553214）（553215）（553216）（553217）（553218）（553219）（553220）（553221）（553222）（553223）（553224）（553225）（553226）（553227）（553228）（553229）（553230）（553231）（553232）（553233）（553234）（553235）（553236）（553237）（553238）（553239）（553240）（553241）（553242）（553243）（553244）（553245）（553246）（553247）（553248）（553249）（553250）（553251）（553252）（553253）（553254）（553255）（553256）（553257）（553258）（553259）（553260）（553261）（553262）（553263）（553264）（553265）（553266）（553267）（553268）（553269）（553270）（553271）（553272）（553273）（553274）（553275）（553276）（553277）（553278）（553279）（553280）（553281）（553282）（553283）（553284）（553285）（553286）（553287）（553288）（553289）（553290）（5

八
第一号から第五号までに掲げるもののほか、次のイからニまでに掲げる場合においては、当該支払を他の特定金融機関又は外国所在為替取引業者に再委託しないとき、当該通知を受けた事項

イ 電子決済手段等取引業者（法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者をいいう。以下同じ。）が法第十条の三第一項の規定により他の電子決済手段等取引業者等（同項に規定する他の電子決済手段等取引業者等をいいう。ロにおいて同じ。）に通知する場合 当該通知をした事項

ロ 電子決済手段等取引業者に電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。第三十六条を除き、以下同じ。）の管理を委託している顧客に対する電子決済手段の移転（同法第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）があつた場合又は電子決済手段の移転の委託若しくは再委託を受けた電子決済手段等取引業者が当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に再委託しない場合において、当該電子決済手段等取引業者が他の電子決済手段等取引業者等から法第十条の三の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けたとき、当該通知を受けた事項

ハ 電子決済手段等取引業者が顧客から依頼を受けた電子決済手段の移転を行う場合又は当該移転を委託する場合において、法第十条の三第一項の規定による通知をしないとき 第三十一条の四第一項に規定する事項に相当する事項

二 電子決済手段等取引業者が電子決済手段の管理を委託している顧客に対する電子決済手段の移転があった場合又は電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転の委託若しくは再委託を受けた場合において、当該電子決済手段等取引業者が法第十条の三の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けなかつたとき 第三十一条の四第一項に規定する事項に相当する

事項（当該電子決済手段等取引業者が知り得た事項に限る。）

九
第一号から第五号までに掲げるもののほか、次のイからニまでに掲げる場合においては、当該イからニまでに定める事項

イ 暗号資産交換業者（法第十条の四に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）が法第十条の五第一項の規定により他の暗号資産交換業者等（同項に規定する他の暗号資産交換業者等をいう。ロにおいて同じ。）に通知する場合 当該通知をした事項

ロ 暗号資産交換業者に暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四条に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の管理を委託している顧客に対する暗号資産の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）があつた場合又は暗号資産の移転の委託若しくは再委託を受けた暗号資産交換業者が当該移転を他の暗号資産交換業者等に再委託しない場合において、当該暗号資産交換業者が他の暗号資産交換業者等から法第十条の五の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けたとき 当該通知を受けた事項

ハ 暗号資産交換業者が顧客から依頼を受けた場合又は当該移転を委託する場合において、法第十条の五第一項の規定による通知をしないとき 第三十三条の七第一項に規定する事項に相当する事項

二 暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している顧客に対する暗号資産の移転があつた場合又は暗号資産交換業者が暗号資産の移転の委託若しくは再委託を受けた場合において、当該暗号資産交換業者が法第十条の五の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けなかつたとき 第三十三条の七第一項に規定する事項に相当する事項（当該暗号資産交換業者が知り得た事項に限る。）

（届出様式等）

第二十五条 令第十六条第一項の規定による届出をしようとする特定事業者は、別記様式第一号から第三号までの届出書を行政庁に提出しなければならない。

該前項に規定する届出書の提出については、当記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うこととする。

（法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目）

第二十六条 法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者次に掲げる項目
- 二 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較
- 三 法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に關して有する情報との整合性
- 四 法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者次に掲げる項目
- 五 法第八条第一項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が他の顧客等のために通常行う特定受任行為の代理等の態様との比較
- 六 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が当該顧客等のために行った他の特定受任行為の代理等の態様との比較
- 七 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と当該特定受任行為の代理等に係る取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に關して有する情報との整合性
- （法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法）

第二十七条 法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

二 までの定める方法

イ 特定業務に係る取引（ロ及びハに掲げる取引を除く。）前条第一号に規定する項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ロ 既に確認記録又は法第七条第一項に規定する記録（以下「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）との間で行つた特定業務に係る取引（ハに掲げる取引を除く。）当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を探査し、かつ、前条第一号に規定する項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ハ 特定業務に係る取引のうち、法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うもののその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるものイに定める方法（既存顧客との間で行つた取引にあつては、ロに定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するため必要な調査を行つた上で、法第十一條第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

イ 特定受任行為の代理等（ロ及びハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。）前条第二項第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者次のイからハまでに掲げる特定受任行為の代理等の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

第三十一条の七 法第十条の五第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）について調査し及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

二 特定事業者成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一條に規定する取

(2) (1)
本店若しくは主たる事務所の所在地又
は顧客識別番号
名称

二 (3) イ (3) に掲げる事項
受取顧客をいう。次に掲げる事項
イ 氏名又は名称
ロ 当該移転に係る識別子又は当該識別子を
特定するに足りる記号番号

法第十条の三第二項に規定する主務省令で定
める事項は、前項に規定する事項に相当する事
項とする。

イ 自然人又は人格のない社団若しくは財團（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。）当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項

法第二条第二項第一号から第四十号までに掲げる特定事業者（国内に本店又は主たる営業所を有するものに限る。次項において同じ。）が外国において法第四条第一項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所（以下この項において「外国所在営業所」という。）を有する場合であつて、法、令及びこの命令に相当する当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかなときにあつては、法第十一條第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 当該外国会社及び当該外国所在営業所における犯罪による収益の移転防止に必要な注意を払うとともに、当該外国の法令に違反しない

五 前号に規定する取引又は特定受任行為の代理等について、第二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

六 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。

七 取引時確認等の措置の的確な実施のためにすること。

引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。)を行ふに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。

四 顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第二十七条第一項第二号ハに規定する取引又は同項第二号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合には、当該取引又は特定受任行為の代理等を行ふに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たつている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法定第十三条第三号の規定により選任した者の承

4 特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うこととを内容とする契約を締結して為替取引を行う場合にあつては、法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、第一項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 外国所在為替取引業者における犯罪による収益の移転防止に係る体制の整備の状況、当該外国所在為替取引業者の営業の実態及び法第十八条に規定する行政庁の職務に相当する職務を行ふ当該外国の機関が同条に相当する当該外国の法令の規定に基づき、当該外国所在為替取引業者に必要な措置をとるべきこととを命じているかどうかその他の当該外国の機関が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集すること。

二 前号の規定により収集した情報に基づき、当該外国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制を評価すること。

二 の総数に占める割合
特定事業者の子法人（特定事業者がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を自己の計算において有する法人をいう。この場合において、特定事業者及びその一若しくは二以上の子法人又は当該特定事業者の一若しくは二以上の子法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該特定事業者の子法人とみなす。）が自己的の計算において有する当該外国会社の議決権が当該ト国会社の議決権の総数に占める割合

い限りにおいて、当該外国会社及び当該外国所在営業所による取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保すること。

一 当該外国において、取引時確認等の措置に準じた措置を講ずることが当該外国の法令により禁止されているため当該措置を講ずることができないときには、その旨を行政庁に通知すること。

前項の場合において、特定事業者が当該外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 特定事業者が自己の計算において有する当

二 両替のうち本邦通貨と外国通貨との売買に係るもの。当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法
(電子決済手段等によりなされる取引の換算基準)

における本邦通貨と電子決済手段等（電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。）又は暗号資産をいう。以下この条において同じ。）との間又は異種の電子決済手段等相互間の換算は、当該換算をするべき取引を行った時における当該取引の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

附則
(施行期日)
第一条 この命令は、法附則第一条第一号に掲げ
る規定の施行の日（平成二十年三月一日）から
施行する。
(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預
金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行
規則等の廃止)
第二条 次に掲げる命令は、廃止する。

二 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)

二 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令(平成十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)

三 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令(平成十一年総理府・法務省令第一号)

(経過措置)

第三条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十九号)の施行の日の前日までの間における第六条第一項の規定の適用については、「次に掲げる取引」とあるのは、「次に掲げる取引及び令第八条第一項第一号エに掲げる取引のうち社債等の振替」

分の以 列各一 条十 第 部外 記号 項第一 三	事 項	事 項	同 項	一 項 第十 条第 十	うを い方 法
事 項	事 項	同 項	同 項第一 一項	第十 十条	方法を いう 以下同じ)
き な い 事 項 を 除 く。)	事 項 (当該事項の通知を電磁的 的方法により行う場合であつ て、当該方法の技術的な制約 により当該事項の一部を通知 できないときは、当該通知で きない事項を除く。)	事 項 (同条第二項から第四項 までの規定により通知する場 合において、第三十一条第一 項各号列記以外の部分括弧書 又は同条第二項括弧書の規定 により通知しなかつた事項が あるときは、他の特定金融機 関又は外国所在為替取引業者 から通知を受けた事項)	事 項 (同条第二項から第四項 までの規定により通知する場 合において、第三十一条第一 項各号列記以外の部分括弧書 又は同条第二項括弧書の規定 により通知しなかつた事項が あるときは、他の特定金融機 関又は外国所在為替取引業者 から通知を受けた事項)	同 項	第 十 条

第五条 次の表の上欄に掲げるこの命令の規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則（平成二〇年七月四日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）
（施行期日）
この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
(経過措置)
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号

令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行なうことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行なうことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行なうものとする。

(現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る)のうち、令和六年能登半島地震に係る寄附のために行われるもの(当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けたために開設されたものにおける場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く)は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

<p>第三条 第二項</p> <p>相当する事項</p> <p>相当する事項（当該事項の通 合であつて、当該方法の技術 的な制約により当該事項の一 部を通知できないときは、當 該通知できない事項を除く。）</p>
<p>第六条 第一項</p> <p>（令和六年能登半島地震に起因して生じた事態 に対応するための特例）</p> <p>（令和第七条第一項第一号イに該する取引 に該するための特例）</p>

この命令は、内閣府令(平成二十一年内閣府令第四十号)の施行日から施行する。

附 則(平成二十一年九月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この命令は、平成二十一年十一月二十一日から施行する。

附 則(平成二二年三月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

（平成二年二月二〇日内閣府・附則）
総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号
この命令は、平成二十一年五月一日から施行する。
附 則（平成二年七月三日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）
（この命令は、金融商品取引業等に関する内閣府

附 則
(平成二〇年一二月五日内閣府、
総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農
林水産省・経済産業省・国土交通省令第五
号)

に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第一百二十七条の六第三項本文」とあるのは、「第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とする。

ものを除く。) 当該他の特定事業者がこれらの確認を行い、かつ、これらの確認に係る本人確認記録及び相当確認記録を保存していることを確認する方法

ハ 新法第四条第一項の規定による確認に相当する確認(規則第十三条第一項第一号に規定する方法に相当する方法によるもの及び口に掲げる確認を除く。) 当該他の特定事業者が当該相当する確認を行い、かつ、事業者が当該相当する確認を行い、かつ、当該相当する確認に係る相当確認記録を保存していることを確認する方法

前項各号に規定する「目的等確認」とは、顧客等(新法第四条第五項に規定する国等(人格のない社団又は財団を除く。)を除く。)との取引に際し、同条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について規則第九条、第十条及び第十二条第一項に規定する方法(当該顧客等が人格のない社団又は財団である場合にあっては、新法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について規則第九条及び第十条に規定する方法(改正法附則第二条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新法第四条第一項の規定による確認の方法))を除く。)

規則第十二条第四項の規定は、第一項各号に定める方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

附 則 (平成二十六年七月二日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第三号)

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年五月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月一八日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)抄

第一条 この命令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(附則第三条第一項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年十月一日以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六条第一号ホの改正規定(旅券等)の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)」を加え、同号ホを同号イとする部分を除く。)、第五条第一項第一号トの改正規定(同号トを同号リとする部分を除く。)、同号への改正規定(同号ヘを同号イとする部分を除く。)及び別記様式第二号の備考2の改正規定並びに次項及び次条の規定による改正規定(番号利用法整備法)という。附則第三号に定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号。次条第一項において「番号利用法整備法」という。)附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)の間は、この命令(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号ホ中「若しくは」とあるのは、「又は」とする。

附 則 (平成二六年三月一一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第八号及び第十五条第二号の改正規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の施行の日から施行する。

二 第六条第一号ホの改正規定(旅券等)の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)」を加え、同号ホを同号イとする部分を除く。)、第五条第一項第一号トの改正規定(同号トを同号リとする部分を除く。)、同号への改正規定(同号ヘを同号イとする部分を除く。)及び別記様式第二号の備考2の改正規定並びに次項及び次条の規定による改正規定(番号利用法整備法)という。附則第三号に定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号。次条第一項において「番号利用法整備法」という。)附則第三号に定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号。次条第一項において「番号利用法整備法」という。)の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている新法第二条第三項に規定する顧客等(法人である場合に限り、新法第四条第五項に規定する国等のいずれかに該当するものを含む。以下「施行

附 則 (平成二六年七月二日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第三号)

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三号に掲げる規定の施行の間は、この命令(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号ホ中「若しくは」とあるのは、「又は」とする。

二 第六条第一号ホの改正規定(旅券等)の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)」を加え、同号ホを同号イとする部分を除く。)、第五条第一項第一号トの改正規定(同号トを同号リとする部分を除く。)、同号への改正規定(同号ヘを同号イとする部分を除く。)及び別記様式第二号の備考2の改正規定並びに次項及び次条の規定による改正規定(番号利用法整備法)という。附則第三号に定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号。次条第一項において「番号利用法整備法」という。)の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている新法第二条第三項に規定する顧客等(法人である場合に限り、新法第四条第五項に規定する国等のいずれかに該当するものを含む。以下「施行

二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他のこれらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認(当該他の特定事業者がこれの確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの

二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他のこれらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認(当該他の特定事業者がこれの確認について確認記録等の作成及び保存

2

認又は同条第二項の規定による確認を行つて
いる顧客等との間で施行日以後に初めて行う
特定取引（新法第四条第一項に規定する特定
取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定
事業者に対しこれらの確認について作成した
確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当
該確認記録等の保存をしている場合における
ものに限る。）
一 施行日以後特定取引が関連取引である場合
における当該施行日以後特定取引
一 特定事業者が、施行日前の取引の際に旧法
第四条第一項の規定による確認若しくはこれ
に相当する確認及び新規則第十二条第二項に
規定する実質的支配者（以下「新実質的支配
者」という。）に該当する者（これらの中の確認
において本人特定事項（旧法第四条第一項に
規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）
の確認を行つてあるこの命令による改正前の
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行
規則第十条第二項に規定する実質的支配者
(以下「旧実質的支配者」という。)に該当す
る者を除く。）の本人特定事項の確認又は旧
法第四条第二項の規定による確認及び新実質
的支配者に該当する者（当該確認において本
人特定事項の確認を行つてある旧実質的支配
者に該当する者を除く。）の本人特定事項の
確認（これらの確認について確認記録等の作
成及び保存をしている場合におけるものに限
る。）を行つている顧客等との間で施行日以
後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項
に規定する特定取引をいい、次のいずれかに
該当するものを含む。）であつて関連取引以
外のもののうち、当該特定事業者（イに掲げ
る取引にあつては、当該イに規定する他の特
定事業者）が、新規則第十六条に定める方法
又はこれに相当する方法により、その顧客等
が施行日前の取引の際にこれらの確認を行つ
ている顧客等であることを確かめる措置をと
つたもの（当該特定取引の相手方がこれらの
確認に係る顧客等又は代表者等になりすまし
ている疑いがあるもの及びこれらとの確認が行
われた際に当該確認に係る事項を偽つていた
疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項
を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）と

の間で行うもの並びに新規則第五条各号に掲げるものを除く。)
イ 当該特定事業者が他の特定事業者に委託

（いはむのを除く）
当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引であつて、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認及び新実質的支配者に該当する者（これらの確認において本人特定事項の確認を行つてゐる旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は同条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行つてゐる旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認（当該他の特定事業者がこれらの確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つてゐる顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの

口　当該特定事業者が合併、事業譲渡その他の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認及び新実質的支配者に該当する者（これららの確認において本人特定事項の確認を行つてゐる旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は同条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行つてゐる旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は同条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行つてゐる旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認（当該特定事業者が当該特定事業者に対する確認を行つてゐる顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対する確認を行つてゐる顧客等との間で施行日以前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認を行つてゐる顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認（以下このハにおいて「旧法の規定による確認」）

三

による確認」という。)を行つており、かつ、当該特定事業者が施行日前の取引の際に新実質的支配者に該当する者(当該旧法の規定による確認において本人特定事項の確認を行つてある旧実質的支配者に該当する者を除く。)の本人特定事項の確認を行つている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引(新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該旧法の規定による確認について作成した確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録等及び当該新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認について作成した確認記録に相当する記録の保存をしている場合におけるものに限る。)

3

の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が既に新法第四条第一項又は第二項の規定による確認を行つてある顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（同条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対する当該確認について作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）特定事業者は、顧客等について第一項の規定による確認を行う場合において、当該顧客等に係る新実質的支配者に該当する者のうちに当該顧客等に係る旧実質的支配者に該当する者がいるとき（特定事業者（第一項第一号又は第二号に掲げる取引にあっては、これらの号に規定する他の特定事業者を含む。）が当該旧実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認（当該確認について確認記録等の作成及び保存をしてある場合におけるものに限る。）を行つてある場合に限る。）は、当該旧実質的支配者に該当

保存をしている場合におけるものに限る。)を行つてはいる顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引(新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、次のいずれかに該当するものを含む。)であつて関連取引以外のもの(のうち、当該特定事業者(イに掲げる取引にあつては、当該イに規定する他の特定事業者)が、新規則第十六条に定める方法により、その顧客等が当該確認を行つてはいる顧客等であることを確かめる措置をとつたもの(当該特定取引の相手方が当該確認に係る顧客等又は代表者等になりすましてはいる疑いがあるもの及び当該確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽つてはいる疑いがある顧客等を含む。)との間で行うもの並びに新規則第五条各号に掲げるものを除く。)イ 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引であつて、当該他の特定事業者が既に新法第四条第一項又は第二項の規定による確認(当該他の特定事業者が当該確認について確認記録の作成及び保存をしてはいる場合におけるものに限る。)を行つてはいる顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの

ロ 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者

第四条 施行日以後における新規則第十三条第一項第一号中「取引時確認を」とあるのは「取引時確認（法第四条第一項第四号に掲げる事項の確認について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）による改正後の第十一条第二項に規定する実質的支配者（次号において「新実質的支配者」という。）に該当する者の本人特定事項の確認を行つてある場合におけるものに限る。）を」と、同項第二号中「除く」とあるのは「除き、法第四条第一項第四号に掲げる事項の確認について新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行つてある場合におけるものに限る」と、同項第三号中「による確認」とあるのは「による確認（同条第一項第四号に掲げる事項の確認について新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行つてある場合におけるものに限る。）とする。（平成二十四年改正令に関する経過措置）

則第六条第一項中「施行日」とあるのは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百七十九号)の施行の日」と、「又は当該確認」とあるのは、「当該確認」と、「取引」とあるのは「取引又は犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部を改正する命令(平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号)以下「平成二十七年改正命令」という。」による改正後の規則(第一号ロにおいて「新規則」という)第五条各号に掲げる取引」と、同項第一号中「整備令第一条」とあるのは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十七年政令第三百三十八号)による収益の移転防止に関する法律の規定による相当する」とあるのは「新法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による」と、「本人確認記録及び」とあるのは「記録(本人確認記録又は」と、「に相当する」とあるのは「新法第四条第一項第一号イ」と、同号ロ中「本人確認及び新法第四条第一項(同項第一号に係る部分を除く。)の規定による確認に相当する」とあるのは「新法第四条第一項第一号イ」と、「確認記録」とあるのは「若しくはこれに相当する記録(以下この項において「確認記録」とあるのは「記録(本人確認記録又は」と、「に相当する記録(以下この項において「相当する実質的支配者(以下この項において「新実質的支配者」という。)に該当する者の本人特定事項を確認する」と、同号ハ中「による確認」とあるのは「による確認若しくはこれ」と、「口に掲げる確認を除く。」とあるのは「及び新実質的支配者に該当する者(これらの確認において本人特定事項の確認を行つている平成二十七年改正命令による改正前の規則第十一条第二項に該当する者(当該確認において本人特定事項の確認を行つている旧実質的支配者を除く。)の本人特定事項の確認又は新法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者(以下この項において「旧実質的支配者」という。)に該当する者を除く。)の本人特定事項の確認」と、「当該確認」とあるのは「これら」と、「相当する」とあるのは「これら」と、「確認記録」とあるのは「本人確認記録又は確認記録」と、同項第二号ロ中「本人確認及び新法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者(以下この項において「旧実質的支配者」という。)に該当する者を除く。)の本人特定事項の確認又は新法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者(以下この項において「旧実質的支配者」という。)に該当する者を除く。)の本人特定事項の確認」と、「当該確認」と、「取引」とあるのは「取引又は犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部を改正する命令(平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号)以下「平成二十七年改正命令」という。」による改正後の規則(第一号ロにおいて「新規則」という)第五条各号に掲げる取引」と、同

法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除く。）の規定による確認」とあるのは「新法第四条第一項の規定による確認若しくはこれと、「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」又は同条第二項の規定による確認と、及び相当確認記録」とあるのは「又は確認記録等」と、「確認する」とあるのは「確認し、及び新実質的支配者に該当する者の本人特定事項を確認する」と、同号ハ中「による確認」とあるのは「による確認若しくはこれ」と、「及ロに掲げる確認を除く。」とあるのは「を除く。」及び新実質的支配者に該当する者の確認を行つての確認において本人特定事項の確認を行つての確認の旧実質的支配者に該当する者を除く。」とあるのは「これら」と、「相当確認記録」とあるのは「本人特定事項の確認又は新法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者の確認において本人特定事項の確認を行つての確認の旧実質的支配者に該当する者を除く。」とあるのは「本人確認記録又は確認記録等」と、「相当する」とあるのは「第十三条（平成二十七年五月一日以後の改正命令附則第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 この命令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
命令(平成二十七年内閣府・農林水産省・総務省・法務省・財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号)の施行の日(平成二十八年十月一日)の前日までの間におけるこの命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則附則第六条の規定の適用について、同条第一項中「へ」とあるのは「二」と、「ト」とあるのは「ホ」と、同条第二項中「第六条」とあるのは「第五条」とする。

附 則 (平成一九年三月一四日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
(施行期日)

第二条 第一条 この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する政令(次項において「改正令」という。)附則第六条(次項において「改正令」という。)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

(顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法等)

第二条 銀行法施行令等の一部を改正する政令(次項において「改正令」という。)附則第六条(次項において「改正令」という。)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

十六条の規定を準用する。

2 改正令附則第六条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める取引は、当該新規特定事業者(同条第一項に規定する新規特定事業者をいう。以下この項において同じ。)(同条第一項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の新規特定事業者)が前項に規定する方法によりその顧客等(改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下この項において「新犯罪収益移転防止法」という。)第二条第三項に規定する顧客等をいう。以下この項において同じ。)が既に新犯罪収益移転防止法相当確認(改正令附則第六条第一項に規定する新犯収益移転防止法相当確認をいう。以下この項において同じ。)を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る

顧客等又は代表者等（新犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下この項において同じ。）になりすましてる疑いがある取引、当該新犯罪収益移転防止法相当認が行われた際に当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る事項を偽ついていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽ついていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、改正令第八条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項に規定する疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

附 則 （平成二十九年三月二七日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月一三日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年九月一四日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一月三〇日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三一年四月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、令和元年六月二一日から施行する。

附 則 （令和元年六月二一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 （令和元年一〇月一八日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

水産省・経済産業省・国土交通省令第三号

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年四月三日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（施行期日） 第一条 この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（施行期日） 第一条 この命令は、既に確認を行っていることを確認する方法等）

第二条 資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（次項において「改正令」といいう。）附則第十一条第一項並びに第二項第一号及び第二号に規定する主務省令で定める方法については、この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

（施行期日） 第一条 この命令は、既に確認を行っていることを確認する方法等）

第二条 資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（次項において「改正令」といいう。）附則第十一条第一項並びに第二項第一号及び第二号に規定する主務省令で定める方法については、この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

（施行期日） 第一条 この命令は、既に確認を行っていることを確認する方法等）

第二条 この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

（施行期日） 第一条 この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下この項において「新規則」という。）第七条の規定の適用について、この命令の施行の際現に交付されている国民年金手帳（改正法第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十号）第十三条规定する国民年金手帳をいい、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされる間は、新規則第七条第一号ハに掲げる書類とみなす。

（施行期日） 第一条 この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

（施行期日） 第一条 この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

（施行期日） 第一条 この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

（施行期日） 第一条 この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

（施行期日） 第一条 この命令は、国際的な不正資金等の移動等に對処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外國貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

（施行期日） 第一条 この命令は、国際的な不正資金等の移動等に對処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外國貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

（施行期日） 第一条 この命令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

第七条第一項に規定する疑わしい取引及び同種の取引の様態と著しく異なる様態で行われる取引とする。（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

（施行期日） 第一条 この命令は、公布の日から施行する。（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

水産省・経済産業省・国土交通省令第三号

水産省・経済産業省・国土交通省令第三

別記様式第1号（第25条関係）

別記様式第2号（第25条関係）

別記様式第3号（第25条関係）

早・西所(所持地)	
ビニル等	
丸山販賣部の保証料1	書類番号1
丸山販賣部の保証料2	書類番号2
支度及び入金の状況に関する備考	
貸付にした貸物の種別	
支度及び入金の状況	
備考	

1 「新規登録」ボタンを押して新規登録用の画面を開くことを確認する。この操作は、新規登録用の画面を開く操作である。

2 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

3 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

4 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

5 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

6 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

7 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

8 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

9 「新規登録用の画面を開く」を以て終了。新規登録用の画面を開くことを確認する。

販売所、代理店等名称	
口座・クレジットカード種類	
口座・クレジットカード番号	
送金先(元)国名	
該取引等の際に使用した通貨、真面目等	
備考	

備考：1. 該当内容が他の領事館の登録情報と重複する場合は、該当の登録IDを記入。該当内容

被る人に入ること。

15.「クレジットカード」は、宝くじのラベル・ロゴ・デザイン、外箱の有価証券に付与する額、会員の会員登録料などをこと。

15.「銀行印・クレジットカードを利用して行われた場合」は、次のとおり記入すること。

(1)銀行印(銀行名を記入する)等の外(会員登録料(送金手数料)を記入すること。

(2)銀行印の外の事項(クレジットカードの発行銀行名、会員の会員登録料等に付与した利用料額、クレジットカードを入手した日)。

(3)クレジットカード等の取扱いの会員、顧客等に同様の記入口欄を記入すること。

(4)銀行印(銀行名を記入)、税金の仕組上の、対特例申込等で係りが提出又は手渡すもの(税金仕組申込書類、税金の仕組申込書類、クレジットカード等の取扱いの会員、顧客等に同様の記入口欄を記入すること)。

16.ひらがな記入の場合は、別紙第2項の表に記入する事項については、この記入欄に記入する場合は、原則的に表の欄に記入すること。

別記様式第4号(第25条関係)

十一月二日

事業者名
代賣者名
所在地
地番、役員名
電話番号

電磁的記録媒体提出書
兌票による収益の移動防止に関する法律(第6条第1項、第8条第2項)の規定に基づき、兌票による収益の移動防止に関する法律実施規則第2条第1項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体によるおとり提出します。
電磁的記録媒体に記録されている品名又は名称

電動式記録機体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本規格M4とすること。

別紙様式第5号(医療機関用)		（厚生省令第12号による）	
被保険者の年齢を記入する欄に該当する場合は、この欄に該当する年齢を記入する。			
受取人			
第			
別紙による取扱い規則に規定する記述の規定による 立替料を支拂う被保険者の身分記載欄			
年 月 日生 年 月 日交付		年 月 日	
被保険者名 姓 名 性別 年 齢 又は 出生 年 月 日		発行者名 姓 名 性別 年 齢 又は 出生 年 月 日	

第 三	
児童による収容の問題に対する質問(3)	
第一回(教科)	1. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第二回(教科)	2. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第三回(教科)	3. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第四回(教科)	4. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第五回(教科)	5. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第六回(教科)	6. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第七回(教科)	7. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第八回(教科)	8. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第九回(教科)	9. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第十回(教科)	10. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
第十一回(教科)	11. おとなの仕事は、この小学校の運営に何を置いても、当校施設に最も重要な役割を果すものであります。このことは、何を意味するか。
(備考) 関連する日本語表現をさくべん。	関連する日本語表現をさくべん。